

札幌市日常生活支援住居施設認定運営手続要領

令和2年12月11日

保健福祉局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市日常生活支援住居施設認定運営指導要綱（令和2年12月11日付保健福祉局長決裁。以下「要綱」という。）第11条に基づき、日常生活支援住居施設（生活保護法（昭和25年法律第144号）第30条第1項ただし書に規定する日常生活支援住居施設をいう。以下同じ。）の認定及び運営に関する手続等について定めるものとする。

(事前相談)

第2条 要綱第3条の事前相談は、事前相談書（第1号様式）により行うものとする。

(申請)

第3条 要綱第4条第1項の申請は、認定申請書（第2号様式）に市長が指定する関係書類（以下単に「関係書類」という。）を添付して行うものとする。

2 要綱第4条第2項から第4項の申請は、加算認定（変更）申請書（第3号様式）に「関係書類」を添付して行うものとする。

(申請に対する処分)

第4条 要綱第5条第1項の通知は、認定通知書（第4号様式）により行うものとする。

2 要綱第5条第2項の通知は、設定通知書（第5号様式）により行うものとする。

3 要綱第5条第3項の通知は、不認定通知書（第6号様式）により行うものとする。

(委託依頼等)

第5条 札幌市生活保護法施行細則（昭和47年規則第47号）第8条に基づき、日常生活支援住居施設の長（以下「施設長」という。）に対して発行する入所依頼書は、委託依頼書（第7号様式）とする。

2 前項の依頼を受けた施設長は、委託回答書（第8号様式）により、前項の委託依頼書を発行した保健福祉部長に回答するものとする。

(委託事務費の請求)

第6条 認定者が、生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について（平成20年3月31日厚生労働省発社援第0331011号厚生労働事務次官通知）の5の日常生活支援委託事務費（以下「委託事務費」という。）の請求を行う場合は、月を単位として算定し、当該月の翌月10日（10日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、次の平日とする。）までに、請求額通知書（第9号様式）により、市長及び委託事務費を支弁する者に通知するものとする。

(変更)

第7条 要綱第7条の届出は、変更届（第10号様式）に関係書類を添付して行うものとする。

(認定の辞退)

第8条 要綱第8条の届出は、認定辞退届（第11号様式）に関係書類を添付して行うものとする。

(認定の取消し等)

第9条 要綱第9条の通知は、認定取消等通知書（第12号様式）により行うものとする。

附 則

1 この要領は、令和2年12月11日から施行する。